

審査の結果の要旨

氏名 小倉 真紀子

小倉真紀子氏の論文『日本古代における田制と財政の研究』は、日本古代国家が中央集権的な国家体制を築く上で公田という田制をどのように編成したのかというテーマを中心に、公田の土地制度の構造・特質とその展開を、制度・経営の実像や国家財政との結びつきを見据えつつ明らかにした、基礎的な研究成果である。

第一章「公田に見る律令田制の特質」では、従来諸説が提示されてきた大宝令の田令公田条の復元に新たな一案を提起し、それが養老令で改訂され施行されるまでの制度変更の過程とその意義を論じた。口分田班給の余剰である乗田が公田とされ、それが「私田」とされる口分田とは異なり「公田」と位置づけられ、その田地運用の果実を中央官庁である太政官の財源とした土地・財政制度の仕組みを明らかにしつつ、律令田制の特徴を指摘している。田制と財政の結びつきに焦点をあて、独自の観点から律令田制の基本ともなる大宝田令公田条の復元に新しい一説を提示したことは、万全の説得力をもつとまで認められないとしても、有益な研究基盤を提供したと評価されよう。

第二章「賃租制・地子制の構造とその展開」では、公田の経営法である賃租制・地子制の構造を具体的に解明する。中国唐の地子制のあり方をふまえて、日本における賃租制と地子制との別を指摘し、その構造について有力な見通しを提示している。実証的な検討にもとづき、賃租制・地子制に関して新たな知見をもたらしているといえよう。

第三章「律令制下の官司財政と公廩」では、各官司の雑用や官人給与のための運用財源となる公廩（銭・稻・田）のあり方を検討し、唐の公廩銭・公廩田制との比較の上に、日本における中央・地方諸官司の財政の実像を具体的に解明する。その際、太政官への諸国からの公田地子の輸納の実態や、諸国の公廩稻運用による公廩米の国司への分給の実像を実証的に明らかにした点は、注目される。

なお公田をふくむ律令土地制度の全体像についての検討や、「国家的土地所有」への論及が望まれるものの、個別の実証による新知見をもたらし、公田のあり方や賃租制・地子制に関して明快な論旨を展開して、日本古代国家の田制と財政とをリンクさせる一つの見通しを提示した点で、本論文は今後の研究に益する基礎をもたらしたものといえる。

よって、本論文は博士（文学）の学位を授与するのにふさわしい論文であると判断する。